

## 両計画案共通の意見に対する回答・対応について

○…計画案に反映

×…計画案の修正なし

—…計画案の修正なし(内容記載済み)

△…修正以外で検討

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応
1		全般	もっと障害者(重度の方)が希望をもって地域で生活できる施策を計画して実行してほしい。 もっと障害のある人の意見等を聞いて県政に反映させてほしい。	今後とも障害のある方の意見等を踏まえながら、施策を進めていきます。  △
2	行政と当事者での協議等の話し合いを多くして、計画に役立てて。(当事者の声をたくさん聞いてほしい。)		△	
3	社会参加することが本人・家族とかがまだ苦手の人があることを知って。(社会は目標ばかりで児・者のコミュニケーション不足で思いを聞いて。)		△	
4	早期に計画され、福祉推進で子どもから老人まで住みやすい安定した県づくりであってほしい。(市町村も協力し、県全体で取り組むべきです。)		△	
5		特別支援教育の「特別」の表記について	障害児に行う教育支援をあえて「特別」支援教育として使う必要があるのか。	法律に記載してある言葉は、そのまま利用することとなるが、特別支援教育コーディネーターを鳥取県では独自に「特別支援教育主任」と使っている。特別支援学校の「特別」を取って「支援学校」としている県もある。障害児の支援は決して特別なものではなく、共生社会の基礎となることから、広く理解が得られるよう情報発信等をしていきます。  △
6		精神障害者を取り巻く環境の実態把握	精神障害者の実態をどこまで知って計画等を策定しているのか。精神障害は目に見えない病気であり、社会の受け入れ態勢が出来ていない。	十分に把握しているとは思っていない。今後とも実態等の把握に努めながら施策を推進していきたい。精神障害者に対する県民の正しい理解の普及啓発についても一層充実させていきます。  △

## 鳥取県障害者計画見直し案に対する意見及び回答・対応について

- …計画案に反映
- ×…計画案の修正なし
- ―…計画案の修正なし(内容記載済み)
- △…修正以外で検討

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応	
1	5	鳥取県における障害者の現状と障害者施策をめぐむ状況の変化等	県の把握している障害者手帳の交付数と各市町村が把握している交付数にかなりの誤差が生じているので整理してほしい。	身体障害者手帳には更新の制度がないため、H20年度から任意で手帳の再交付する制度を設けており、この制度を活用して実態に合ったものにしていきます。	△
2	19	【啓発・広報】 (ア)啓発・広報活動の推進	軽度知的障害児は、人が受け入れてくれないと、社会・地域への共生は難しい。肢体の子ども達には装具があれば助かる場所があるが、目に見えない障害児の場合、まず、社会・人が受け入れるところがはじめての一步と思う。	障害の有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現に向けて啓発・広報活動をはじめさまざまな支援をしていきます。	―
3	19		障害者週間や障害者雇用支援月間だけでなく、「世界自閉症啓発デー」と「発達障害啓発週間」も入れてください。これから世界中でこの障害が認知され、支援に力を入れていくことになると思います。	発達障害に対する理解を進めるため、ご意見を踏まえながら、さまざまな機会を捉え啓発・広報活動を推進していきます。	○
4	21	【生活支援】 (ア)利用者本位の生活支援体制の整備	社会生活時での支援も力を入れてください。	利用者本位の考え方に立って、障害のある人の多様なニーズに対応し、豊かな地域生活を可能とする支援体制を進めます。	―
5	23-32	(イ)地域移行の推進	中部圏域の重症心身障害児・者の日中支援体制をどのようにしようと考えているのか。	中部圏域は対象者の人数等から単独の施設・事業を整備するのではなく既存の施設等を活用しながら、どういった事業が出来るのか検討していきます。	○
6	28	【生活環境】 (ア)住宅及び建築物のバリアフリー化の推進	バリアフリー住宅にしたいと思っても、建設業者の方に知識、意識、意欲を持つ方が少ないように感じる。業者を対象にバリアフリー住宅の講習会のような支援をし、バリアフリー住宅を広げるようにしてほしい。	住宅のバリアフリー情報等について、関係団体や建築関連業者へ積極的に情報提供等を行います。	○
7	28		県住とか市住の障害者用(車椅子で生活できる)住宅が少なく、抽選で当たれば良いがくじ運が悪い人は困ってる。 県住等公営住宅をもっと建ててほしい。また、民間のアパートの空き部屋を活用する事も考えてほしい。	障害のある人の利用に配慮した公営住宅の整備を、福祉団体等との意見交換会を開催し、市町村との役割分担を踏まえながら取り組みます。また、民間賃貸住宅についても、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度を促進するなど、障害のある人の住宅の確保を図ります。	○
8	29	(イ)公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進	車椅子の乗れる列車が少なくもって走ってほしいので県としてもJRに要望してほしい。	鉄道会社に確認したところ、特急列車と快速列車は全車両バリアフリー化済みとなっているものの、普通列車については整備が遅れているということです。 全ての車両がバリアフリー対応となるよう、今後も鉄道会社に要望していきます。	△
9	29		交差点の横断歩道で歩道から車道に出る時の溝があまりに長くよく動けなくなる。 また歩道と車道の仕切りのコンクリートを何とかしてほしい。また、車椅子でも安心して歩ける歩道の整備してほしい。	障害のある人が円滑に移動できるよう、具体的な要望に対して意見交換を行うとともに、優先順位を付けながら段差解消を推進していきます。	○
10	29		せめて通学路くらいはバリアフリーにしてほしい。		○
11	29		移動について、交通・車・バリアフリーについて良くしてください。		○

○・・・計画案に反映  
 ×・・・計画案の修正なし  
 ー・・・計画案の修正なし(内容記載済み)  
 △・・・修正以外で検討

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応	
12	30	(エ)防災・防犯対策の推進	災害時要援護者の支援について今回の計画で取り上げていないのか。	防災局とも連携を図りながら、市町村計画のマニュアル作成について強力に働きかけを行います。 なお、平成21年6月議会に付議予定の「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」において、災害時要援護者に係る対策を盛り込むこととしています。	○
13	34	【教育・育成】 (カ)施設のバリアフリー化等の促進	全県一律に同様な障害のある子どもの通う学校に同じ備品を揃えてもらえれば、学校が変わっても継続した教育が行ってもらえる。	どの地域に住んでいても一定の支援を受けることが出来るよう、障害のある子どもやその保護者に情報提供をしながら、必要な備品等を整備していきます。	○
14	35	【雇用・就業】 (ア)障害者の雇用の場の拡大	法定雇用率に対して今の実態はどのくらいになっているのか。	H20. 6. 1現在の達成企業は60. 5%。未達成企業(138事業所)について、個々にハローワークが障害者の雇用について働きかけを行っており、少しずつではあるが減ってきています。	△
15	35		法定雇用率を障害別等級別に公表してほしい。	身体・知的・精神ごとの割合を出すことは可能ですが、細部の調査は労働局で行われていませんので、把握ができていません。労働局等関係先に意見の内容を伝えるとともに、企業の大きな負担にならない程度に統計が取れるような提言を行っていきます。	△
16	35		雇用の統計の出し方を少なくとも障害別に出してほしい。		△
17	35		特殊な内容を除き健常者で優秀な職員は天引きせず民間の場で個人で活躍させるべき。個人差もよるが、民間会社の手本となるべく障害者を率先して公務員採用すべき。また民間会社の手本となるべく公務募集で優秀で健康な方を採用せず、ごく一般や障害者を育成すべき。	県では、これまでも職員採用試験で身体障害者枠を設けたり、知的障害のある人を非常勤職員として採用するなど、障害のある人の雇用に努めています。障害のある人の雇用については、今後も一定の採用枠を設定するなど、引き続き取り組んでいきたいと考えています。	○
18	37	(ウ)総合的な連携支援の推進	ハローワークの窓口では、障害者が働けるのか直接会社等に行かなければ判明しないので、募集案内にははっきり書かせるよう指導してほしい。	ハローワークでは障害者向けの求人はないので、障害者就業・生活支援センターを活用願います。なお、関係機関が定期的に連携し情報交換しながら、トライアル雇用や実習などいろいろな制度を活用しながら就労を進めたいと考えます。	△
19	37		さまざまな状況にもよるが、まずは個々に適応できる職場の必要性。それにより、人との関係、つながり、自信、勉強など。障害者の各種の利用待遇の充実または拡大を。	関係機関と連携しながら、障害の特性に合った支援が出来るよう企業とのマッチング等を進めたいと考えます。	ー
20	37		働く意欲がある者の就労支援のあり方を確立してほしい。		ー
21	38	(エ)障害者の職業能力開発の充実	一般人でも就労が難しい時代であるが、机上でも出来るインターネット、パソコンの技術があれば有利だと思う。コンピューターの技術・知識講習を障害者の方にも研修できるように支援すればどうか。	障害の有無に関わらず、単にパソコン技術があれば就職ができるとは言えない社会状況ですので、障害のある人の特性に応じた訓練により、就職に結びつくよう訓練内容の見直し等を行っていきたくと考えます。	ー
22	39	【保健・医療】 (ア)障害の原因となる疾病等の予防・治療	難病や障害にならないための健康診断の項目の検討や、受診率を上げる方策をもっと積極的に行ってほしい。	健診受診率の向上について、市町村、各医療保険者等と連携を取り、県民への特定健診制度の普及啓発について徹底を図ります。 また、効果的な特定健診・保健指導が実施できる人材の育成を行い、実施体制の整備を図ります。	○

○・・・計画案に反映  
 ×・・・計画案の修正なし  
 -・・・計画案の修正なし(内容記載済み)  
 △・・・修正以外で検討

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応	
23	41	(イ)障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	障害のある人が妊娠・出産・子育てをすることは非常に困難。生まれてきた子どもは親を選べない。母親へのよりきめ細かな支援が出来る体制づくりを。 基本的な方向としての文言は、「地域における生活の支援」に含まれると思うが、より具体策を策定時に盛り込んでほしい。	障害のある人の育児支援についても、訪問指導や乳幼児健康診査などの母子保健サービスが居宅介護の家事援助等の障害福祉サービスと一体的・総合的に提供されるようにするため、関係機関の連携を図ります。	○
24	43	【情報・コミュニケーション】 (イ)情報提供及びコミュニケーション支援体制の充実	代筆・代読に関する内容が記載されていないが、盛り込んでいただけないのか。	「情報・コミュニケーション」(イ)aに、代筆代読を制度化も含めて検討すると記載している。計画期間には制度化を図っていきます。	-
25	43		代筆代読を確立してほしいとお願いしていたが、今回どうして盛り込まれていないのか。		-
26	43		聴覚障害者が資格を取得するための情報保障が得られるよう柔軟な対応をお願いしたい。	資格を取得する場合の手話通訳者の派遣についてどういったやり方があるか検討していきます。	△
27	43		盲ろう者に対する支援の充実とあるが、いつ頃から支援が行われているのか。同じ「盲ろう」であっても、「盲」主体と「ろう」主体では支援の内容も異なる。	全国盲ろう者協会が実施していたが、H21年度から各県で実施することとなりました。	-
28	43		「盲ろう者」という言葉を今後も使う予定はあるか。	準備会で今後詰めていきます。	△
29	43		県内の「盲ろう者」の実態を把握していたら教えてほしい。また、研修の内容についてはどうか。	当事者が3名、支援員が20名と把握しています。県では手話通訳者、支援員への研修を考えています。研修については、友の会に「盲ろう者」の支援を具体的に行ってもらおう予定です。	-
30	45	目標数値	数値目標の目標年度がバラバラなのはどういう理由か。	原則は、計画終期のH25年度だが、他の計画で定めているものは、その数値を計画数値としています。	-
31	45		数値目標は、どこまで実態を把握して設定されているのか。ペーパーだけのやりとりで実態が把握されていないのではないかと。工賃3倍計画は、数値目標を出さないと聞いているが。	全般的には、市町村数値を積み上げたもの、団体から必要量を聞き取り反映させたもの、県が独自に目標を示したものがあります。工賃3倍計画に関しては、地域で生活できる金額まで工賃を上げようという目標を掲げており、必ずしも強制するものではありません。	-
32	45		法定雇用率未達成企業・団体数の数値目標が、障害福祉計画の「福祉施設等から一般就労への移行」の数値目標(5.2倍)に比べ低いのではないかと。	障害福祉計画の数値は、福祉施設等からの一般就労の目標数値です。 障害者計画の数値目標は、障害者全体の雇用率(1.8%)の未達成企業の内容です。 本来であれば、数値目標として未達成企業を0としたいですが、現在の経済状況も踏まえて、現状としてはこのような率を目標としています。	-

第2期鳥取県障害福祉計画案に対する意見及び回答・対応について

- ・・・計画案に反映
- ×・・・計画案の修正なし
- －・・・計画案の修正なし(内容記載済み)
- △・・・修正以外で検討

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応	
1	6	入所施設の入所者の地域生活への移行	施設は全く駄目な人の行く場所。障害者にもランクがあり、行く必要のない人もいる。その場合地域で・・・例えば倉吉の場合、シビックセンター「たからや」の中に一角を作り1日好きなこと(本・パソコン・散歩)をして生活する場の設置。施設に行かない場合市の補助金(施設)が必要なく財政上も良い。本人に一万～訓練費として出す。職員も障害者で・・・	障害のある人の地域生活をその地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり等地域の社会資源を最大限に活用するとともに、不足する資源については、その基盤整備に取り組みます。	×
2	7		現在、障害のある人が生きがいとして通所している作業所が新体制移行が出来ず、存続に大変苦慮している。精神障害者は毎日体調が変化しなかなか定期的に通所することが困難。是非とも移行出来ない小規模作業所の救済を考えてほしい。このままでは、なくなってしまうか、無理な合併か、この二者択一以外の道はない。	利用者に対するサービスの質の向上や安定的な経営をしていただくため、平成23年度までに障害福祉サービス事業所へ円滑に移行いただけるよう、今後とも市町村と連携しながら個別の事業所の実情に応じた相談や助言を行っていきます。	△
3	7		精神障害者の小規模作業所は利用が一定せず、小さな小規模作業所はやっていけない。		△
4	7		平成21年度から、小規模作業所の1日の利用者が5人以下の場合、2割カットすると言われている。利用者が安定しない患者の小規模作業所では経営が難しくなり、利用者の就業保障が出来なくなってしまうので、最低保障のところは2割カットしないでほしい。	H21年度から一定規模以下の減額について制度として決めています。利用者に対するサービスの質の向上や安定的な経営をしていただくため、障害福祉サービスの事業所へ出来るだけ移行してほしいという思いで市町村と連携しながら相談や助言を行っています。難病の方に対する作業所は県内唯一でもあり、新事業体系への移行の進め方も含めて、個別に相談にのります。	△
5	11	入院中の精神障害者の地域生活への移行	精神障害者の地域移行への設定が多いように思うが、数値目標に振り回されず、本人、家族へのメンタルサポートが大切だと思う。いつでも相談できるような地域の体制づくりをしてほしい。	精神障害のある人が身近な相談を行う相談支援従事者の人材育成を図るとともに、関係者の合意によって専任された担当の支援者が、本人や家族を交えた支援計画を作成し、自立支援会議で検討を行いながら円滑な地域移行を進めます。	－
6	17	2障害福祉サービスの見込量及び見込量確保策	ヘルパーを利用したい時に利用できないことが多く困ることがあるので、程度区分はあくまで目安として、その人の身体的な能力に応じた必要なサービスを受けられるようにしてほしい。 重度の肢体不自由の人達も今の現状の福祉施策では出る勇気がないという人もいる。	障害者自立支援法による障害福祉サービスを障害のある方のニーズに応じて円滑に受けることが出来るよう、障害特性に応じた支援を行っていきます。	－
7	17		養護学校高等部卒業後、進学の場合(大学、短大、専修学校)や就労の場合(一般企業)に、身体介護として(トイレの介護など)ヘルパー利用が出来るよう見直してほしい。	自立支援給付としての利用は認められていない。なお、障害のある人が進学や就労で支障が生じないよう、トイレを含む施設の改修が図られるよう、管理者等の意識啓発を行っていきます。	×
8	33		軽度知的障害児の親の多くは、働きたいのに働けない。保育所へ預けるにも基準に当てはまらない。	障害のある人や保護者のニーズに対応した必要なサービスが提供出来る体制の確立に向けて、市町村と連携いしながら取り組みます。	－
9	37		グループホームに死ぬまでずっと住みたいが、それは可能か。	増額された報酬や施設整備に対する助成制度を活用して、県内に多くのグループホームの設置を進めることによって、年齢等にかかわらず多くの方の利用を考えています。	－

○・・・計画案に反映  
 ×・・・計画案の修正なし  
 -・・・計画案の修正なし(内容記載済み)  
 △・・・修正以外で検討

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応	
10	37		病気の時などグループホームに日中居ることは可能か。また、世話人が面倒を見てもらえるか。	支援が必要になれば、障害程度区分を変更することによりケアホームとして日中サービス等の手厚い支援を受けることも可能となります。将来、アパート等に移行したいという希望があれば、そのために必要な一般就労への支援も行っていきます。	-
11	43		移動支援が利用者のニーズに合ったものになっていない。利用しやすい制度になるようにしてほしい。	H21年度から、重度の視覚障害者の移動支援については、障害福祉サービスの自立支援給付の中で実施することとなりました。このため負担金化が図られ財源的には安定しましたが、サービスの内容が全国共通の自立支援給付に移りますので、県としてルール化することは難しいです。なお、サービス内容の詳細は不明です。	○
12	43		視覚障害者の日常生活に最も関わりが深い居宅介護、移動支援について、利用者のニーズに合ったもので、地域格差が生じないようにしてほしい。		○
13	43		移動支援については、利用者のニーズを取り入れて、病院内の誘導、近距離の利用、宿泊を伴う利用についても可能となるようにしてほしい。		○
14	43		移動支援では、病院、買い物にもっとスムーズになるよう支援をしてほしい。また、地域で格差が生じないようにしてほしい。		○
15	43		移動支援の名称が同行支援、補助金から負担金に変わるようになるが、これによりサービスの内容にどう変化が生じるのか。		○
16	48	5障害福祉サービスに従事する者の確保、資質の向上等	障害者自立支援法の見直しにより、全員にサービス利用計画を作成することになるが、ケアマネジメントを行ったうえ、市町村が支給決定するまでには相当時間も要することから、人材の養成に今から動いてほしい。	サービス利用計画の作成はH24、4くらいからとなりそうです。介護保険制度のように資格とするのか、現在のように県の研修に参加して研修の修了者で行うのか不明ですが、県としても研修の充実を図っていきます。	△
17	50	6県が実施する地域生活支援事業	気になる子ども支援、虐待、DV、精神障害等の何割かは、自閉症や発達障害を土台に考えた支援抜きでは、根本的な解決にならない。記述がなければ、問題が起きてからの対処にとどまってしまう恐れがある。また、障害福祉課と子育て支援総室の組織間連携をとり支援目標を明示して欲しい。	自閉症等の発達障害への支援については、自閉症・発達障害支援センター「エール」を中心に、乳幼児期から成人期まで、発達段階に応じた支援体制を、関係機関との協力の下に確立することを明記しています。エール及び所管課である子ども発達支援室を中心に、障害福祉課、子育て支援総室と連携して支援を行っていきます。	-
18	53		町では解決できないことは自立支援協議会の議案に載せないと決めてしまっているが、何とか検討いただきたい。	現場で不具合があれば、町の自立支援協議会から、県の自立支援協議会に上げていただきたい。県の自立支援協議会においても、不具合があるということになれば、保護者の気持ちも含めて国に伝えていきます。	△
19	59		中途失明者は、点字もすぐに理解できないため、ちょっとした事もなかなか出来ないことが多い。多くの中途失明者に生活訓練事業を利用して便利な生活が出来るよう、視覚障害者福祉協会に連絡するよう伝えてほしい。	視覚障害者福祉協会への委託事業等の周知を図ります。	△

○・・・計画案に反映  
 ×・・・計画案の修正なし  
 -・・・計画案の修正なし(内容記載済み)  
 △・・・修正以外で検討

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応	
20	59	8県が独自に実施するその他の地域生活支援に関する事業	聴覚障害のある人のニーズに応えるため、手話通訳者、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の人材確保と、研修の充実をお願いしたい。特に、奉仕員及び通訳者になった人材のスキルアップを図るため、現任研修を新たに実施してほしい。	聴覚障害のある方のニーズに応えるため、手話通訳者、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の人材の確保を図ることが重要であることから、養成研修を体系立てて計画的に実施します。	×
21	63		社会参加促進事業を利用しているが、高齢化により参加者が少なくなっている。人数減のため事業が削減されることのないよう続けてほしい。	事業効果を検証しながら判断します。	△
22	64		「知的障害者」「精神障害者」レクリエーション教室とあるが、「障害者レクリエーション教室」として、自閉症等発達障害の方や、難病、高次脳機能障害当事者団体等への支援もしてほしい。	自閉症等発達障害の当事者団体等からの意見を聞きながらレクリエーション教室への支援を検討します。	○
23	70		県が独自に行う地域生活支援事業の中にある一時帰宅者の支援制度は、一時帰宅しなくても、家族内に障害者が複数いる場合や施設にいる間に家族と外出する場合にも使えるようにできないか。	個別に相談を受けたいと思います。	△
24	70		てんかんのある方に対する支援策が今回追加となっているが、今まで対策が行われていなかったのか。	今までの計画にも記載されていたが、今回項目を分けて整理したものです。	-

## その他の意見に対する回答・対応について

- ・・・計画案に反映
- ×・・・計画案の修正なし
- －・・・計画案の修正なし(内容記載済み)
- △・・・修正以外で検討

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応	
1		「障害」表記について	「害」の字をひらがなにすべき。人権推進員の資料ではひらがな表記になっており、漢字表記とひらがな表記が混在し、子どもへの説明に苦慮した。子どもの言葉は心の叫び。子どもが自分のことをどう思うか、将来を考えるべき。	いろいろな意見がありますので、今後は県民の方等から広くご意見をいただきながら、理解が得られる方向になるよう引き続き検討していきます。	△
2	「障害」の「が」をひらがなにしようという議論が五年くらい前から起こっているが、未だに検討中というのが非常に残念。		△		
3	「がい」の字表記で、他のところではやっているのに、県全体でしてほしいです。(字の差別です。せめて「害」をひらがな表記にして。		△		
4		ガイドヘルパー利用の負担軽減	ガイドヘルパーを利用する場合、住民税非課税者の負担割合は1割のまま継続されるのか。	市町村地域生活支援事業であり、1割負担が継続するが、自立支援法の見直しの中で、自立支援給付に含まれば軽減策が適用になる可能性があります。	△
5		保育所入所理由について	ダウン症の子を持つ母親が求める「我が子を療育するために保育所に入所させたい」という保育所の入所理由が入所申請で認められるよう、入所理由に加えてほしい。	ご意見として承ります。	△
6		難病に対するニーズ調査	3年前の語る会に、3障害だけでなく難病患者のニーズ調査も実施すると回答いただいたが、その後何もなかったのどうなっているのか。	従来、難病患者の方の内、特定疾患(45)疾病の患者については、受給者証の交付時にニーズ調査を行っているところですが、しかしながら、そのほかの難病患者については、把握できておらず、ニーズ調査も実施できていません。今後は、患者団体等を通してニーズを把握していくこととします。	△
7		障害者自立支援法の見直し	応益負担になったのでは？	与党プロジェクトチームが見直しの基本方針を出したところであり、実際の法改正の中味はこれからである。	△
8			自立支援法の自己負担について応益から応能負担となるようにしてほしい。	国においても応能負担の考え方に変わっていくとして、法律の改正作業を行っている。	△
9			低所得者と生活保護者が生活同水準であることを見て、支援法も助成も協議してほしい。(低所得の障害者も生活困難者です)		△
10			障害程度区分の判定に視覚障害の個別区分を入れるなど、公平かつ正確に判定されるようにしてほしい。	障害程度区分は、障害の重さを測るものではなく、生活する上でどういった支援が必要なのかという尺度で測るものである。	△
11		自動車税、自動車取得税の減免	県税について。H23年より自動車税が2500cc、250万円まで減免とのこと。重度・車いす・電動車いすの方が以上の車使用につき福祉制度の見直しされ、障害の重い方への生活支援されるようお願いしたい。	障害のある人が社会生活を営むための移動手段である自動車に対して税の軽減を行っていますが、税の軽減を無制限に行っている現行の仕組みを改め、他の納税者との公平や均衡を考慮し、「移動の手段」として合理的な範囲まで税の軽減をすることとしたものであり、ご理解願いたい。	×